

令和2年度 瑞穂市地域防災計画の修正の概要

1 地域防災計画修正の根拠

瑞穂市地域防災計画は、災害対策基本法第16条に基づく瑞穂市地域防災会議が定めるものであり、災害予防をはじめ災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画である。

計画内容は、岐阜県地域防災計画の更新等を踏まえ、適宜、検討を加え、災害対策基本法第42条に準じて必要に応じて修正したものである。

2 平成30年度県計画に対応した主な修正事項

① ボランティア対策

平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、円滑な災害ボランティアの受入体制整備として災害ボランティアセンターの運営に積極的に参画していくことについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第5節 ボランティア活動の環境整備 一般:P. 26

② 水害リスクの開示

平成30年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、県が提供する県管理河川の水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）や避難判断の参考となる推移等の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及びハザードマップを策定することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第10節 5 水害リスクの開示 一般:P. 35

③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の基準の策定

平成29年7月九州北部豪雨災害の教訓を踏まえ、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、避難勧告の発令基準を策定することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第12節 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定 一般:P. 41

④ 浸水想定区域における避難確保のための措置

国の防災基本計画の修正等を踏まえ、過去の浸水実績等を把握した場合、その情報を市民、滞在者、その他の者へ水害リスク情報として周知することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

⑤ 外国人等に対する防災対策

平成30年大阪北部地震を踏まえ、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報の発信など、災害時における外国人への情報提供を強化していくことについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第14節 10 外国人等に対する対策 一般:P. 48

⑥ ライフライン施設対策

平成30年台風第21号災害を踏まえ、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等の推進することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第19節 11 電線類等 一般:P. 57

⑦ まちの不燃化・耐震化

平成30年大阪北部地震を踏まえ、倒壊の危険のあるブロック塀の除去を進めていくことについて、記載を追加する。

【修正箇所】

地震対策計画 第2章 第16節 3 建築物の防災対策 地震:P. 45

3 令和元年度県修正に対応した主な修正事項

① 防災知識の普及

平成30年7月豪雨災害を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等を周知するため、専門家の活用により、防災教育訓練の実施や防災リーダーの育成等に取り組むことについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第2節 防災思想・防災知識の普及 一般:P.19

② 避難の誘導

平成30年7月豪雨災害を踏まえ、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めることについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第12節 3 避難計画の策定 一般:P.39

③ 廃棄物等に係る連絡体制の構築

社会福祉協議会やNPO等関係機関の間で連絡体制を構築するとともに、市民やボランティア等に災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を行うことにより、円滑な災害廃棄物処理に努めることについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第5節 3 実施内容 一般:P.27

④ 企業防災の促進のための取り組み

令和元年5月に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」が成立したことを踏まえ、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第22節 4 企業防災の促進のための取り組み 一般:P.65

⑤ 訓練の実施（災害初動対応力の強化）

応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、円滑な遂行を図るため、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第3節 3 (5) その他の訓練 一般:P.22

⑥ 「災害から命を守る市民運動」の推進（自助・共助の底上げのための市民運動の推進）

「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げのため、具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画が定められ、「災害から命を守る市民運動」として全世代に向けて展開されていくことに

ついて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第1節 第1項 防災協働社会の形成推進 一般:P. 14

⑦ 水害リスクの開示

県が作成した浸水想定区域図及び水害危険情報図を基に、想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定することについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第10節 5 水害リスクの開示 一般:P. 35

⑧ 避難所環境の整備促進

指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討すること、ライフラインが断絶された場合に備え、乳幼児用液体ミルクを確保するとともに、適切に使用できるよう普及啓発を進めていくことについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第13節 必需物資の確保対策 一般:P. 44

⑨ 南海トラフ地震対策

気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた町や関係機関等がとるべき防災対応について、記載を追加する。

【修正箇所】

地震対策編 第5章 南海トラフ地震に関する対策 地震:P. 218

⑩ 避難所における感染症対策

避難所においては、感染症の発生と蔓延のリスクが高いことから、あらかじめ感染症の発生を想定した避難所運営マニュアルを検討すること、また要配慮者の多様なニーズへの配慮や、避難所収容人数を考慮して、被災地域外の旅館・ホテル等を借り上げるなど多様な避難所の確保に努めることについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第3章 第14節 避難対策 9 指定避難所の運営・管理等 一般:P. 149

⑪ 総合的な大規模停電対策

令和元年台風第15号及び19号等を踏まえ、停電が長期渡ることを防止するため、危険木の伐採や無電柱化等の対策を実施すること、被災者に対して庁舎や管理施設等を開放し、電源の提供に努めることについて、記載を追加する。

【修正箇所】

本編 第2章 第27節 大規模停電対策 一般:P. 77

本編 第3章 第36節 大規模停電対策 一般:P. 226